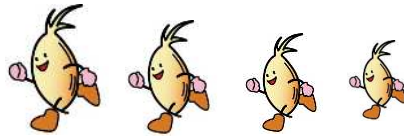


令和5年2月10日（金）

## 報道発表



団体名：東三河広域連合

担当者：消費生活課

課長補佐 金地 伸浩

問合せ：0532-51-2306

### 件名：通信販売で「定期購入」や「偽サイト」に関する トラブル・相談が増えています

『H S N station 最近の相談』

東三河広域連合では、域内8市町村に消費生活センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月～金曜日の9時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

報道機関の皆様におかれましても、消費者トラブル防止にご協力くださいますようお願いいたします。

#### 【「割引クーポン」を利用する際も、最終確認画面で条件などをしっかり確認】

##### 〔事例〕

ネット通販で美容液を購入。定期購入だったが購入回数の縛りはなかった。購入申込ボタンを押した後、「1,000円割引クーポン」が表示されたので、割引かれるなと思い、クーポンを適用させたところ、4回の最低購入回数がある契約になってしまった。販社に苦情を伝えたが、クーポン適用時に4回の最低購入回数となる表示があるので解約には応じない。最低回数を満たさず解約する場合は解約手数料として11,000円を払ってもらうと言われた。(50歳代・女性)。

- インターネット通販事業者は、注文時の最終確認画面に「商品の数量、役務の提供回数、販売価格、支払時期・方法、引渡しの時期、申込の撤回・解約に関する事」などを表示しなければなりません。特に定期購入では、各回の商品の分量や2回目以降の代金、次回の請求・発送時期も表示しなければなりません。相談事例の場合、クーポン適用時に定期購入の条件が変わる旨の表示があれば、販社の規約にある条件に従うことになります。

「割引クーポン」を利用する場合、最終確認画面で条件が変更されていないか必ず確認しましょう。

#### 【通販サイトで商品を注文する際、少しでも怪しいと感じたら注文・支払いしない】

##### 〔事例〕

メーカー名でネット検索し表示されたショップサイトで30,000円の炊飯器を注文した。注文確認メールは数日後に届き、メールに記載されたカタカナの外国人のような名義の銀行口座に代金を振り込んだ。入金確認メールは届かず、サイト記載の電話番号にかけたら男性が出たが、ショップとは全く関係のない人だった。2週間近く商品が届かない。騙されたようだが、返金されるか。(50歳代・女性)。

- 振込先の銀行口座が外国人の個人名義で、その後、連絡が取れないことから、偽サイトで注文・支払いをしたと思われます。早急に振込先金融機関に連絡し、振り込め詐欺救済法による救済を求め、併せて最寄りの警察に被害届を提出してください。偽サイトの特徴として、URLの表記が公式サイトとの表記と少しだけ異なる、日本語の字体・表現がおかしい、販売価格が大幅に割引されている、支払方法が限定されている（銀行口座の前払いのみ・代金引換サービスのみ・クレジットカード決済のみ等）、事業者への連絡方法が問合せフォームやフリーメールだけなどがあります。偽サイトの特徴を知って、被害にあわないようにしましょう。